

平成31年2月20日提出

今治市議会臨時会（第1回）報告

今治市議会臨時会（第1回）報告目次

報告番号	件名	ページ
1	専決処分について	1
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	3
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	5
	・ 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定	7
	について	
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	11
	・ 今治市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	13
	・ 今治市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	17
	制定について	
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	21
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	23

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月20日提出

今治市長 菅 良 二

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 今治市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 今治市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年12月17日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 平成30年12月1日午後6時30分頃、市道豫中線（今治市玉川町中村甲306番地9先）において、相手方所有の普通乗用自動車が行中、同市道を横断する水路に設置していたグレーチングを跳ね上げ、同車両を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 61,992円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年12月17日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 平成30年12月1日午後0時35分頃、市道神宮中央線（今治市神宮甲669番地1先）において、相手方所有の普通貨物自動車が行中、同市道の一部が陥没し、同車両の左後輪が落ち込んだ。
- 3 損害賠償額 支払額 92,880円（車両引上げ代）

今治市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月7日

今治市長 菅 良 二

「理由」

土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

今治市土地改良事業分担金等徴収条例（平成17年今治市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第36条の2」を「第36条の3」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市土地改良事業分担金等徴収条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、今治市及び愛媛県が行う土地改良事業（以下「事業」という。）に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条又は土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項、第96条の4において準用する法第36条、<u>第36条の3</u>及び第90条第4項の規定に基づいて徴収する分担金及び特別徴収金に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、今治市及び愛媛県が行う土地改良事業（以下「事業」という。）に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条又は土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項、第96条の4において準用する法第36条、<u>第36条の2</u>及び第90条第4項の規定に基づいて徴収する分担金及び特別徴収金に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月18日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 平成30年9月28日午前9時25分頃、市道杣田高部線（今治市高部甲1178番地4先）において、すれ違おうとした本市リサイクル推進課職員が運転する市有普通貨物自動車と相手方所有の普通乗用自動車とが接触し、相手方車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 41,730円

今治市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月29日

今治市長 菅 良 二

「理由」

愛媛県県立学校設置条例（昭和39年愛媛県条例第12号）及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例

今治市立学校給食調理場条例（平成17年今治市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表第2 今治市立伯方調理場の項対象校の欄中「伯方高等学校」を「今治西高等学校伯方分校」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市立学校給食調理場条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表第2（第3条関係） 学校給食調理場区分表		別表第2（第3条関係） 学校給食調理場区分表	
名称	対象校	名称	対象校
今治市立伯方調理場	伯方小学校、伯方中学校、 今治西高等学校伯方分校	今治市立伯方調理場	伯方小学校、伯方中学校、 伯方高等学校
今治市立大三島調理場	大三島小学校、上浦小学校、大三島中学校、今治北高等学校大三島分校	今治市立大三島調理場	大三島小学校、上浦小学校、大三島中学校、今治北高等学校大三島分校
今治市立関前小中学校調理場	岡村小学校、関前中学校	今治市立関前小中学校調理場	岡村小学校、関前中学校

今治市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月29日

今治市長 菅 良 二

「理 由」

学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成27年今治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「同法第104条第4項第2号」を「同法第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市職員の自己啓発等休業に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって<u>同法第104条第7項第2号</u>の規定により大学又は大学院の課程に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3) ～ (4) 略</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって<u>同法第104条第4項第2号</u>の規定により大学又は大学院の課程に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3) ～ (4) 略</p>

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年2月1日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 平成30年12月16日午前9時50分頃、市営伯方古江団地202号において給湯管が破裂したため漏水し、その階下の相手方所有の家財を汚損した。
- 3 損害賠償額 支払額 70,000円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年2月6日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 平成31年1月15日午後3時頃、市道旭方大浜線（今治市大浜町二丁目己11番地3先）において、相手方所有の軽四貨物自動車が走行中、同市道を縦断する水路に設置していたグレーチングを跳ね上げ、同車両を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 118,756円